

独占禁止法改正について

独占禁止法改正法が2020年12月25日から施行されます。

本改正は、カルテルや入札談合など独占禁止法に違反した事業者が自ら違反内容を公正取引委員会に報告した場合、公正取引委員会への協力度合いに応じて課徴金の額を減免される制度や、独占禁止法の疑いがある取引行為を巡り外部の弁護士から得た法的意見等の秘密が記載された文書について一定の要件を満たす場合は審査官に開示することなく事業者に戻付される手続き（判別手続）の導入など、事業者にとって影響が大きい内容が含まれています。

1. 令和元年改正独占禁止法特設ページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html#abc>

※公正取引委員会による新制度の説明動画、資料をご覧ください。

2. チラシ（公正取引委員会作成）

[チラシ「独占禁止法を知って、賢くコンプライアンス！」](#)